


報道発表資料の配付日時 9月19日(火) 10時00分

発表項目(行事名)	北海道動物愛護推進員の募集について				
概要	<p>道では、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、犬猫等の動物の愛護や正しい飼い方について、道民の理解を深めるためのボランティア活動を行う「北海道動物愛護推進員」を募集します。</p> <p>1 応募要件 道内（札幌市、旭川市、函館市及び石狩市を除く。）在住の18歳以上の方で、動物の愛護及び適正な飼養の普及啓発に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある方。（資格、経験は問いません。）</p> <p>2 応募方法 応募用紙に必要事項を御記入の上、お住まいの地域の（総合）振興局保健環境部環境生活課宛てに提出してください（郵送・FAXも可）。 ※ 応募用紙は下記URL及びQRコードからダウンロードできます。 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/aigo/recruitment.html</p>  <p>3 募集人数・委嘱期間 人数：全道で170名 期間：委嘱日から令和7年（2025年）10月末まで（2年間） ※ 委嘱日は令和5年（2023年）11月を予定しています。 ※ ボランティアであり、謝金等は支給されません。</p> <p>4 応募締切 令和5年（2023年）10月5日（木）必着 ※ 詳細は別添「北海道動物愛護推進員募集要項」を御参照ください。</p>				
参考	<p>○ 札幌市、旭川市及び函館市については、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、各市が動物愛護推進員を委嘱することとされています。</p> <p>○ 石狩市については、道の事務（動物愛護推進員の委嘱）を石狩市に委嘱しています。</p>				
報道(取材)に当たってのお願い					
他のクラブとの関係	<table border="1" data-bbox="443 1816 630 1899"> <tr> <td>同時配付</td> <td rowspan="3">道政記者クラブ、他の各（総合）振興局においても、同日配布を行います。</td> </tr> <tr> <td>同時レク</td> </tr> <tr> <td>記者レク</td> </tr> </table>	同時配付	道政記者クラブ、他の各（総合）振興局においても、同日配布を行います。	同時レク	記者レク
同時配付	道政記者クラブ、他の各（総合）振興局においても、同日配布を行います。				
同時レク					
記者レク					
その他	○ 多くの方に応募いただくため、広く道民への周知をお願いいたします。				
担当(連絡先)	<p>十勝総合振興局保健環境部環境生活課（担当：係長 小川） TEL：0155-26-9028（直通）（内線2977）</p>				

北海道動物愛護推進員を募集します

(令和5年度(2023年度)北海道動物愛護推進員募集要項)

動物愛護推進員とは

北海道では、道内(札幌市、旭川市、函館市及び石狩市を除く。(※))における動物の愛護と管理を推進するため、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護管理法」という。)第38条の規定に基づき動物愛護推進員を委嘱しており、ボランティアとして、犬、猫等の動物の愛護や正しい飼い方について、道民の理解を深めるための活動を担っていただいています。

動物愛護の推進に熱意があり、道の施策にご協力いただける方の応募をお待ちしています。
なお、ボランティアとして活動いただくため、謝金等は支給されません。

主な活動内容

- ① 行政が行う動物愛護イベント・アンケートなどへの協力
- ② 保健所に収容された犬、猫の譲渡事業(新しい飼い主探し)への協力
- ③ 災害時における犬、猫の避難・保護への協力
- ④ 道が収容した犬、猫に対する飼養管理の補助、一時預かり等
- ⑤ 犬、猫の不妊去勢手術や適正な飼育について、飼い主などへの助言

募集内容・応募要件など

1 募集内容

- (1) 次の3区分で、全道で170名を各(総合)振興局単位で募集します。
 - ① 一般の方(資格、経験は問いません。)
 - ② 犬、猫等の動物に関する資格を有する方又は犬、猫等の動物に直接関わる仕事をされている方(ペット用品のみを取り扱う仕事は含みません。)
 - 資格の種類は問いません。(例:「獣医師」、「愛玩動物看護師」、「愛玩動物飼養管理士」、「ドッグトレーナー」等)
 - ③ 市町村から紹介を受けた方
- (2) 区分ごとに募集の定員を設けていますが、委嘱後は募集区分による区別はありません。
- (3) 任期は、委嘱の日(令和5年(2023年)11月中を予定)から令和7年(2025年)10月までの約2年間。

2 応募要件 (次の要件をすべて満たす方が対象となります。)

- (1) 北海道内(札幌市、旭川市、函館市及び石狩市を除く。)に居住し、18歳以上の方
- (2) 動物の愛護及び適正な飼養の普及啓発に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある方
- (3) 動物愛護管理法、狂犬病予防法、北海道動物の愛護及び管理に関する条例及び市町村の動物関係条例の規定を遵守している方

応募方法等

1 応募方法

応募用紙に必要事項をご記入の上、お住まいの地域の（総合）振興局保健環境部環境生活課宛てに提出してください。（郵送・FAX も可）

2 選考結果

各（総合）振興局で選考を行い、結果を応募者全員にお知らせします。

選考された方には、委嘱の承諾書を提出していただき、各（総合）振興局が行う1日間の研修会に参加していただいた後、「北海道動物愛護推進員の証」を交付します。

応募締切・応募先

1 応募締切

令和5年（2023年）10月5日（木）必着

2 応募先・問合せ先

（1）北海道環境生活部自然環境局自然環境課（問合せのみ）

電話番号：011-204-5987

（2）（総合）振興局保健環境部環境生活課（応募先・問合せ先）

振興局名	住所	電話番号	FAX 番号
空知	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0045	0126-22-3621
石狩	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5825	011-232-1156
後志	〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1354	0136-22-5835
胆振	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4-1	0143-24-9578	0143-22-5170
日高	〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9254	0146-22-7516
渡島	〒041-8558 函館市美原4丁目6-16	0138-47-9439	0138-47-9205
檜山	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6494	01395-2-5783
上川	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1-1	0166-46-5924	0166-46-5206
留萌	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8436	0164-42-1650
宗谷	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2922	0162-33-2631
オホーツク	〒093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0632	0152-44-3122
十勝	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目	0155-26-9031	0155-22-3746
釧路	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2-54	0154-43-9155	0154-41-2703
根室	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28	0153-23-6823	0153-23-6215